

議 事 日 程 (3)

令和4年3月16日 午前10時00分開会

- |      |        |   |
|------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第1号  | 芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                      |
| 第2   | 議案第2号  | 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 第3   | 議案第3号  | 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 第4   | 議案第4号  | 芦屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 第5   | 議案第5号  | 芦屋町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について      |
| 第6   | 議案第6号  | 芦屋町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について                            |
| 第7   | 議案第7号  | 芦屋町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について                        |
| 第8   | 議案第8号  | 芦屋町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について                    |
| 第9   | 議案第9号  | 芦屋町子ども医療費助成事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について        |
| 第10  | 議案第10号 | 芦屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第11  | 議案第11号 | 芦屋町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について         |
| 第12  | 議案第12号 | 芦屋町観光基本構想推進委員会設置条例の制定について                               |
| 第13  | 議案第13号 | 北九州都市圏広域行政推進協議会の廃止に関する協議について                            |
| 第14  | 議案第14号 | 令和3年度芦屋町一般会計補正予算 (第6号)                                  |
| 第15  | 議案第15号 | 令和3年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算 (第1号)                 |
| 第16  | 議案第16号 | 令和3年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)                            |
| 第17  | 議案第17号 | 令和3年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)                           |
| 第18  | 議案第18号 | 令和3年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算 (第1号)                              |



|                |      |            |       |          |      |
|----------------|------|------------|-------|----------|------|
| モーターボート競走事業管理者 | 藤崎隆好 | 会計管理者      | 藤永詩乃美 | 総務課長     | 松尾徳昭 |
| 企画政策課長         | 池上亮吉 | 芦屋港活性化推進室長 | 水摩秀徳  | 財政課長     | 佐竹 功 |
| 都市整備課長         | 山下洋二 | 税務課長       | 村尾正一  | 環境住宅課長   | 小田武文 |
| 住民課長           | 溝上竜平 | 福祉課長       | 智田寛俊  | 健康・こども課長 | 志村亮二 |
| 産業観光課長         | 浮田光二 | 学校教育課長     | 木本拓也  | 生涯学習課長   | 本石美香 |
| ボートレース事業局次長    | 井上康治 | 企画課長       | 中野功明  | 事業課長     | 新開晴浩 |

---

【 傍 聴 者 数 】 2名

---

午前 10 時 00 分開会

○議長 辻本 一夫君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。それでは直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長 辻本 一夫君

お諮りします。日程第 1、議案第 1 号から日程第 30、承認第 1 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員会委員長 横尾 武志君

報告第 1 号、芦屋町議会議長、辻本一夫殿、総務財政常任委員会委員長、横尾武志。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記

議案第 1 号、賛成多数、原案可決。

議案第 2 号、満場一致、原案可決。

議案第 3 号、満場一致、原案可決。

議案第 4 号、賛成多数、原案可決。

議案第 5 号、満場一致、原案可決。

議案第 6 号、満場一致、原案可決。

議案第 7 号、満場一致、原案可決。

議案第 13 号、満場一致、原案可決。

議案第 14 号、満場一致、原案可決。

議案第 15 号、満場一致、原案可決。

議案第 20 号、満場一致、原案可決。

議案第 21 号、満場一致、原案可決。

議案第 22 号、賛成多数、原案可決。

議案第 23 号、満場一致、原案可決。

議案第28号、満場一致、原案可決。

議案第29号、満場一致、原案可決。

承認第1号、満場一致、承認。

以上であります。

**○議長 辻本 一夫君**

次に、民生文教委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教委員長。

**○民生文教常任委員会委員長 松岡 泉君**

それでは報告いたします。

芦屋町議会議長、辻本一夫殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果について、本委員会に付託された事件は審査の結果が確定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第8号、満場一致、原案可決。

議案第9号、満場一致、原案可決。

議案第10号、満場一致、原案可決。

議案第11号、満場一致、原案可決。

議案第12号、満場一致、原案可決。

議案第14号、満場一致、原案可決。

議案第16号、満場一致、原案可決。

議案第17号、満場一致、原案可決。

議案第18号、満場一致、原案可決。

議案第19号、満場一致、原案可決。

議案第22号、満場一致、原案可決。

議案第24号、満場一致、原案可決。

議案第25号、賛成多数、原案可決。

議案第26号、満場一致、原案可決。

議案第27号、満場一致、原案可決。

承認第1号、満場一致、承認。

以上でございます。

**○議長 辻本 一夫君**

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が別紙のとおり提出されておりますので、報告いたします。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政委員長に対する質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 辻本 一夫君**

ないようですから、総務財政委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教委員長に対する質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 辻本 一夫君**

ないようですから、民生文教委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

まず日程第1、議案第1号の討論を許します。ありませんか。妹川議員。

**○議員 8番 妹川 征男君**

8番、妹川です。議案第1号、芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論に参加します。

このたびの人事院勧告は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う景気減退などを背景に民間企業の一時金水準が公務員を下回ったためとしていますが、コロナ禍で奮闘する自治体労働者の労苦に応えていません。人事院勧告に従った本条例案は期末・勤勉手当を年間で0.15か月分引き下げるというものです。そもそも人事院が2年連続で公務員の一時金削減勧告を行ったこと自体、コロナ禍での自治体労働者の奮闘を見ないもので不当と言わざるを得ません。マスコミは「公務員のボーナス引下げは、コロナから回復途上にある日本経済にマイナスの影響を与えると判断された。」と報道されています。コロナウイルス感染症の拡大や自然災害が頻発する中であって、公務員労働者は町民の命と暮らしを守るため日々現場で奮闘しているではありませんか。

とりわけ芦屋町においては町長を先頭に、コロナ禍で危機的な状況にある町民の暮らしと地域経済を守るために、国をまつことなく様々な支援対策を進めてきました。これは多くの町民が知るところであり、町民はそれを高く評価しています。それなのに、なぜ今、期末手当の引下げなのか。昨年の12月分まで引き下げるなど不遑及の原則に違反しているのではないのでしょうか。私たちは職員の頑張りを正當に評価するなら、むしろ増額してもよいのではないかと考えます。

今求められるのは、コロナ禍で落ち込んだ経済を立て直すことです。そのためには個人消費を増やすことが必要であり、その足を引っ張ることとなる賃金の引下げは行うべきではありません。全ての職員がやりがいを持って働くことができる職場環境、労働条件を確保することは、芦屋町のさらなる発展と町民の幸福に直結すると考えます。

よって第1号議案に対し、反対の態度を表明し、討論を終わります。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、川上です。議案第1号について反対討論をいたします。

この議案は令和3年の人事院勧告に伴い行われるものです。本来12月に実施すべきものですが、国家公務員が昨年12月の引下げを見送り今年の6月に減額することになったため、総務省が全国の自治体に対し、地方公務員についても今年の6月分で調整することを基本とするように通知したからです。

高卒者の初任給は、調査結果では民間企業は16万8,943円となっていますが、公務員高卒初任給は15万600円で、民間より1万8,343円低いまま放置されており、時給で最低賃金を少し上回るだけで民間企業より低い状況です。

これまでも公務員の賃金は大きく削減されてきました。2006年の給与構造改革で平均4.8%、2015年の給与制度の総合見直しで平均2%の給料が引き下げられました。退職手当も2012年に平均402万円、2017年に平均78万円の削減が行われ、自治体職員の給与水準は退職までに賃金総額で約2,000万円も削減されています。コロナ危機の下で懸命に奮闘する職員に応えた職員の増員・処遇の改善こそ必要で、今回の賃金の引下げは行うべきではありません。

人事院総裁は「厳しい環境の下、困難な業務に対して誇りを持って真摯に取り組んでいる公務員各位に対して、心から敬意を表します。」と述べています。しかし、大幅な期末手当削減を勧告したことは、公務員に対する敬意は全く感じられない空虚な談話としか言わざるを得ません。国民がコロナの影響で不安を抱いている下で一時賃金の削減は、公務員の賃金は全ての労働者の賃金を引き下げる暴挙であると言わざるを得ません。最前線で奮闘している、公務の職場をはじめとする全ての労働者の生活を守ることこそ、今強く求められています。

よって、議案第1号に反対いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第1号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛

成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第1号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第2、議案第2号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第2号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第2号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第3、議案第3号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第3号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第3号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第4、議案第4号の討論を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

第1号の議案とほぼ同じような内容ですので、もう趣旨は説明いたしません。反対の立場です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。



ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第4号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第4号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第5、議案第5号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第5号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第5号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第6、議案第6号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、川上です。

議案第6号は、昨年可決されたデジタル関連6法の1つ、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、条例の一部を改正するものです。

第1の問題は、デジタル関連6法の1つであるデジタル社会形成基本法は国や自治体が有する膨大な住民情報を標準化し、民間企業が個人の同意なくその情報にアクセスし、利用できるようにすることができるようにすることを想定しています。そして、その障害である自治体の個人情報保護条例を骨抜きにするためデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律で、個人情報保護制度について全国的な共通ルールの規定の所管の一元化により、情報利用の促進を図ろうとするものです。現在、多くの自治体の個人情報保護条例で制限されている情報連携が今後、国で定められる共通ルールに違反すると、自治体に対し地方自治法に基づく是正の要求が出され、自治体の個人情報保護が脅かされることとなります。

第2の問題は、自治体独自のサービスの提供ができなくなることです。デジタル社会形成基本法案では国と自治体の情報システムの共同化・集約を進めるとされており、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、国民年金など、対象17業務のシステムを国の定める標準化基準に適合

するものにしなければならないとしています。自治体独自のサービスを実施するためにはシステムをカスタマイズする必要がありますが、総務省は「カスタマイズは想定していない。」としています。

第3の問題は、デジタル関連企業の自治体支配によって行政がゆがめられることです。総務省は2020年12月、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画（自治体DX推進計画）を発表しました。計画では「データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されることにより、国際競争力強化が期待される。」と、自治体の保有するデータを民間企業に利活用することがあからさまに示されています。国民の利便性を強調しながら個人情報を守る法整備は不十分なままで、財界の利益追求のために個人情報が利用される危険性や、個人情報の監視・統制のリスク、地方自治体と地方行政がゆがめられるなど、幾つもの危険性をはらんでいます。

今回の条例改正はその第一歩であることを指摘して、議案に反対いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第6号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第6号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第7、議案第7号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですので、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第7号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第7号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第8、議案第8号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第8号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第8号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第9、議案第9号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第9、議案第9号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第9号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第10、議案第10号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第10、議案第10号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第10号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第11、議案第11号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第11、議案第11号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第11号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第12、議案第12号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第12、議案第12号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第12号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第13、議案第13号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第13、議案第13号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第13号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第14、議案第14号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第14、議案第14号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第14号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第15、議案第15号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第15、議案第15号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第15号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第16、議案第16号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第16、議案第16号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第16号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第17、議案第17号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第17、議案第17号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第17号は原案を可決することに決定いたしました。次に日程第18、議案第18号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第18、議案第18号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第18号は原案を可決することに決定いたしました。次に日程第19、議案第19号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第19、議案第19号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第19号は原案を可決することに決定いたしました。次に日程第20、議案第20号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第20、議案第20号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第20号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第21、議案第21号の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第21、議案第21号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第21号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第22、議案第22号の討論を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

妹川です。議案第22号、令和4年度芦屋町一般会計予算に反対の立場で討論します。

4点ほどあるわけですが、まずですね、遠賀保護司会補助金として1万5,000円が計上されています。昨年も一昨年も、この数年なぜこういうことが行われるのかなと思うわけですが、町の補助金は、遠賀保護司会に補助金が1万5,000円、町民からの募金額が32万円、町民は半強制的な募金ということで多くの方々が募金活動に参加されていると思いますけれど、この遠賀保護司会は町民からの善意ある補助金か強制的か分かりませんが、そういう募金に頼った形で「町に1万5,000円補助金を」ということでしょうか、やはり町独自でその募金額の、例えば32万と1万5,000円で30数万円を遠賀の保護司会にですね、提供するような形を取ってほしいです。

というのは、各区の財政は、各区のですね、組員の減少で財政が苦しい、著しい台所事情の区もあるわけですよ。町民からの募金額は僅か1人100円とは言いますが、今、芦屋町だけで32万1,000円ということは、遠賀郡4町で150万円～200万円ぐらいになるんじゃないですか、募金額がですね。で、各町から1万5,000円とかですね、あまりひどいですよ。そういうことですね、やはり本末転倒な予算計上だと思います。

2点目は老人福祉施設の関係ですけど、業務委託料として2,727万5,000円が計上されています。その中の憩の家のアンケート調査業務、これは「40～50万円程度だろう。」とは担当者から言われてましたけど、もう数年前に町は大々的なアンケートをとってます。分析もし

てます。第1案、第2案、第3案、しかも第1案は1億何千万円、第2案は1億円ぐらいですか。それで統一した形で幾らとかですね。そういうような利用者の意向を十分に分析していたにもかかわらずですね、またアンケートをとるなんて、町民をないがしろにしてるんじゃないかならうかと。やはり、利用者の方々の落胆は大きいだらうと思います。そういうことに対してもう今は、やはり実施設計業務に進むべき内容ではないでしょうか。

あとは、マイナンバーの問題については多大なる予算が組まれていますけど、もうここは省略いたします。

最後にですね、芦屋港活性化推進費として1億267万円が計上されています。これまでの6年間の投資額は1億8,330万円というふうになっておるようです。芦屋港のレジャー港化の舞台となる芦屋の浜辺に植樹した松は、所によっては2.5メートルから3メートルになって成長しています。しかし、拡大化した砂の山がその松を飲み込んでおり、跡形もない状況が至るところにあります。しかも飛砂防止の調査研究と称して浜辺に大型土のう、砂袋、ネットで調べてみたらコンテナバッグというものらしいですけど、この工作物を100個以上並べていますね。私は、自然破壊の上に環境破壊を上塗りした行為であり、景観は台なしです。人間が自然に対して手を加えたことによって、人知の及ばない自然の力によってますます悪影響が出ていると考えます。

「芦屋町の一丁目一番地は、芦屋の海。」と標榜する町長さんは、芦屋の海がどのような現状になっているのか御存じか。町職員の皆さん方も、ほとんどの方が松の植樹をこの8～9年前に植えられました。現地に行かれたことがあるんでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。予算に関するやつですよ。

○議員 8番 妹川 征男君

はい、予算に反対の理由を言っています。

○議長 辻本 一夫君

簡潔に言ってください、簡潔に。

○議員 8番 妹川 征男君

反対の理由を言っております。

○議長 辻本 一夫君

はい。

○議員 8番 妹川 征男君

芦屋港レジャー港化は芦屋の海をテーマにして事業化するものであり、里浜づくりの松植樹は見るも哀れな姿になっていると。このように里浜づくりの問題点と具体的解決を先送りし、棚上



げしたままレジャー港化を進めることは、ますます環境破壊と財政難に陥ることになるのではないかと危惧しております。

芦屋港のレジャー港化は町民の合意形成が十分になされておらず、コンサルタント丸投げによる行政主導型事業としか思えません。32年前に玄海レクリゾート構想が破綻したように、失敗に終わる可能性が高いのではないのでしょうか。一度立ち止まって検証すべきだと思い、予算を計上することに反対いたします。

以上で反対討論を終わります。

**○議長 辻本 一夫君**

そのほか、賛成の方。内海議員。

**○議員 1番 内海 猛年君**

1番、内海です。議案第22号、令和4年度芦屋町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

新型コロナウイルス感染症の蔓延は私たちの生活様式に多くの影響を与え、いまだ終息が見えない状況であります。そのような中、本町においては、いち早く3回目のコロナワクチン接種業務を行うなど、スピード感を持って新型コロナウイルス感染症対策に取り組まれていることに敬意を表します。

第6次芦屋町総合振興計画に掲げる芦屋町の将来像「人を育み 未来につなぐ あしやまち」の実現に向けて、令和4年度の一般会計予算は歳入歳出総額91億700万円で前年比9.6%増の予算規模となっております。

まず、歳入においては国の財政状況も厳しい中、国庫補助金等の確保に努められるとともに、70%の交付税措置が見込まれる過疎債の活用に努力されておられます。特に注目すべきは昨年度に引き続き7億円のモーターボート事業からの収入であり、本町の財政運営に大きく寄与しているところであります。この財源を活用して新型コロナウイルス感染症に対する生活支援や地域福祉の推進、学校教育における学力の向上、子育て支援、住民サービスの向上など町独自の事業に取り組むことができいております。

次に、歳出においては評価できる点について述べたいと思います。

1点目は「住民とともに進めるまちづくり」の実現に向けて、地域コミュニティの醸成のため自治区活性化交付金による支援や、町の最新情報をテレビのdボタンでチェックできる「dボタン広報誌」の導入、まちづくりを支える人材を育てるための人材育成事業など関連予算の計上。

2点目は「安全で安心して暮らせるまち」の実現に向けて、町民の安全・安心を確保するため、町有地のり面崩落対策の実施設計及び工事、地域防災を支える消防団員確保のための消防団員の出勤報酬の新設、消防団第一分団ポンプ自動車の更新、空き家対策として老朽危険家屋等解体補

助、高齢者の事故を防ぐための高齢者運転免許証返納支援事業などの関連予算の計上。

3点目は「子どもがのびのびと育つまち」の実現に向けて、18歳までの子供に係る医療費の自己負担の無料化、保護者の経済的負担を軽減するため学校給食費の半額補助、児童・生徒が国際共通語である英語力を身につけることができるよう、英語検定料全額補助など関連予算の計上。

4点目は「活力ある産業を育むまち」の実現に向けて、農業関係では農業用水利施設保全のための農業用水路しゅんせつ工事及び農業用水門整備工事、水産業関係では漁港機能保全のための柏原漁港第1胸壁工事、商工業では住民の生活支援のための「にこにこ商品券」プレミアム率の拡充、観光施策としては、芦屋港活性化推進事業に伴う砂像屋内展示施設設計委託などの関連予算の計上。

最後に5点目として「心豊かな人が育つまち」の実現に向けては、芦屋釜の振興を推進するため町長部局に芦屋釜振興課を新設するとともに、芦屋釜をオンリーワンの地域資源とするために昨年購入した国指定重要文化財「芦屋霰地真形釜」の収蔵展示施設の整備工事や、芦屋鋳物師の支援策としての鋳物師指導委託などの関連予算が計上されるなど、一定の評価ができるものと考えます。

なお予算執行に当たっては、最小の経費で最大の効果が発揮される行政運営を図っていただくことを期待いたしまして賛成といたします。

以上です。

**○議長 辻本 一夫君**

そのほか。川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

議案第22号、令和4年度芦屋町一般会計予算に対する賛成討論を行います。

私は町民の皆さんから議会に送り出され、23年間毎回の議会で一般質問を行い、問題点をただし、そしてどう対応すべきか対案を示してまいりました。当然、町政の与党ではありませんから、町の一般会計の当初予算には反対をし続けてきました。

今回、初めて一般会計予算に賛成をする理由の第1に、子供の貧困対策や子育て支援のために長年求めていた子ども医療費支給制度が、高校生までの拡充を自己負担なしで実現できたことです。子育て世代の大きな支援になります。

第2に、保護者の経済的負担を軽減するため5年間、小中学校の給食費を半額にすることの実現です。私は一般質問でも「学校給食は教育活動の一環であり、無償できないか。」と求めてきましたが、今回5年間との期限はありますが半額補助が実現したことは画期的なことであり、給食費の無料化に光を当てるものです。事業の継続を願うと同時に、教育は国が責任を持つものです。本来的には義務教育が無償を定めた憲法第26条第2項にのっとり、国が支援すべきものです。

父母と自治体が力を合わせ、実現させることが求められています。

第3に、高校生等通学費補助及び小中学校通学費補助はJR駅から外れた芦屋町の通学生と親にとって経済負担の軽減になる、ほかの町にない芦屋町独自の制度であり子育て支援に大きな力を発揮している施策で、評価するものです。

第4に、新型コロナウイルス感染症対策等の中、職員は住民の命と暮らし、そして安全安心を確保するために日々全力で職務に邁進し、厳しい勤務環境の中で頑張っています。そういった職員の頑張りにエールを送る意味を込めて賛成するものです。そもそも、地方自治体は憲法に定められた地方自治の本旨にのっとり運営され、住民が安心して住み続けられることが求められています。自治体が住民の福祉の増進という本来の役割を発揮し、住民が安心して住み続けられる予算編成を求めるものです。また、町は真摯に住民の声に耳を傾け、住民の苦難解決に力を尽くすことが求められています。

最後に、問題点を指摘します。

議案第6号の討論で述べたように今後、国から自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画が推進されるでしょうが、個人情報分散化し、なるべく集約できないようにして保護を図ってきた流れを変える危険な動きです。個人情報をないがしろにすることは許されないことであり、基本的人権や地方自治を形骸化させる危険性もあることを指摘し、今回の令和4年度芦屋町一般会計予算に賛成いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第22、議案第22号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第22号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第23、議案第23号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第23、議案第23号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第23号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第24、議案第24号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第24、議案第24号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第24号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第25、議案第25号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第25号、令和4年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は10月から、単身世帯は年間所得200万円以上、夫婦世帯は320万円以上の高齢者の医療費の窓口負担を2割に引き上げます。対象となる高齢者は約370万人、芦屋町では約400人になります。負担を抑える配慮措置を3年間設けるとのことですが、1人当たりの平均負担額を年間8,000円抑えるもので、今よりも負担が増えることには変わりはありません。2割負担の理由として若い世代の負担上昇を抑えるためと強調されていますが、現役世代の負担する後期高齢者支援金の減少は、事業主負担を除けば1人当たり年間約350円、月額僅か30円程度の減額にしかすぎません。1番減るのは、後期高齢者医療に係る公費980億円です。結局、高齢者の負担は増加し、現役世代の負担軽減にもならず、国の支出は大幅に削減されるというのが実態です。

自己負担が2割になる対象所得の範囲に関し、法案では「政令で定める」とあるだけで、政府の一存の政令により幾らでも範囲は拡大できる仕掛けになっています。後期高齢者医療制度への国庫負担は2008年から2018年までに約5,000億円を削減しています。これを元に戻せば負担を増さなくても、2割負担する理由である現役世代の負担軽減を行う財源は出てきます。

新型コロナウイルス感染拡大の下、窓口負担が2割となれば高齢者の受診控えに追い打ちをかけ、さらに重症化を招くことにもなりかねません。国庫負担を増やし、高齢者の医療費負担を減らすことこそ求められています。

以上のことから反対いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第25、議案第25号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第25号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第26、議案第26号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第26、議案第26号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第26号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第27、議案第27号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第27、議案第27号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第27号は原案を可決することに決定いたしました。  
次に日程第28、議案第28号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。  
ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第28、議案第28号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第28号は原案を可決することに決定いたしました。  
次に日程第29、議案第29号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。  
ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第29、議案第29号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第29号は原案を可決することに決定いたしました。  
次に日程第30、承認第1号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。  
ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第30、承認第1号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査について、それぞれ再付託の申出が 있습니다。つきましては、これを申出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 辻本 一夫君**

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

ここで、新たな議案が提出されております。

日程第31、発議第1号を議題といたします。

発議の提出者であります本田議員に趣旨説明を求めます。本田議員。

**○議員 6番 本田 浩君**

皆様、おはようございます。6番、本田です。

今回、芦屋町議会にロシアの軍事侵攻に対して平和的解決を求める決議を提出いたします。

提出理由としては、ロシア軍がウクライナへの攻撃を開始したことによって多数の犠牲者が出ている現状から、早期に軍隊をウクライナから撤退させ、侵攻をやめさせることを強く呼びかけるものです。

それでは、決議書を読み上げまして趣旨説明といたします。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議し、平和的解決を求める決議。

世界中が新型コロナウイルス感染症への対応に追われる中、2月24日に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻によって、民間人を含む多数の国民が犠牲となり、難民の流出も増え続けている。このような身勝手な行動は明らかに国連憲章及び国際法に違反しており、断じて容認できるものではない。また、唯一の戦争被爆国である我が国としては、ロシアによる核兵器使用の示唆、また、これによる威嚇や挑発といった行為を断じて看過できない。

よって芦屋町議会は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対して強く抗議し、武力行使の即時停止とウクライナ領土からの無条件完全撤退を強く求める。

また、我が国政府に対し国際社会とも連携し、平和的解決に向けた外交努力を尽くすことを強く求める。

どうぞ御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長 辻本 一夫君**

以上で、本田議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

日程第31、発議第1号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、発議第1号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第31、発議第1号については総務財政委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時52分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

お諮りします。日程第31、発議第1号については、総務財政委員会に審査を付託しておりますので、これを議題とし、審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

総務財政委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 横尾 武志君

報告いたします。

芦屋町議会議長、辻本一夫殿、総務財政常任委員会委員長、横尾武志。

総務財政常任委員会、審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をします。

発議第1号、満場一致、原案可決。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について質疑を行います。



総務財政委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、総務財政委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

日程第31、発議第1号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第31、発議第1号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、発議第1号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

次に日程第32、発委第1号を議題といたします。

お諮りします。日程第32、発委第1号については議会運営委員長より提出されたものであります。この際、提出者の趣旨説明、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論を行った後、採決を行いたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから討論を行います。

日程第32、発委第1号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第32、発委第1号について、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、発委第1号は原案を可決することに決定いたしました。  
以上で、討論及び採決を終わります。

---

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。  
これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和4年第1回芦屋町議会定例会を閉会します。  
長い期間の御審議、お疲れ様でございました。

午前11時13分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員